

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	2 定期監査	消防総務課	<p>契約内容及び契約履行の確認が十分でなかったもの 消防署特殊建築物定期点検委託2件について、委託内容が点検実施及び報告書作成であるにもかかわらず、点検に要する日数で契約期間が設定されていたため、完了検査は点検実施の確認のみをもって行われ、報告書は契約期間後に納品されていた。 春日井市契約規則に基づき適正な検査を行うとともに、契約期間については、契約内容の履行に必要な日数を考慮し設定されたい。</p>	注意	春日井市契約規則について、職員に再度周知し、契約期間を設定する前に委託内容を確認した上で、適切な契約期間を設定することを徹底しました。なお、今年度は報告書の作成・提出が可能な期間を設定し、契約期間内に報告書が提出されました。	措置済
2	2 施設監査 (学校)	教育総務課	<p>電気施設の管理が適切でないもの 次の2件について、転倒や感電の事故等発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。 (1) コンセントの電源取り出しのためにプレゼンテーションルームの床板の一部が外されていた。 (味美中学校) (2) 照明灯(自転車置き場横)の電気ボックスの蓋が外れかかっていた。 (南城中学校)</p>	注意	(1) 床板の修繕を行いました。今後は、施設管理を徹底し再発防止に努めます。 (2) 照明灯の修繕を行いました。今後は、施設管理を徹底し再発防止に努めます。	措置済
3	2 施設監査 (学校)	教育総務課	<p>公有財産台帳の整備が適切でなかったもの グラウンドに設置されていた器具庫が、公有財産台帳に記載されていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき、公有財産台帳に記載されたい。 (岩成台中学校)</p>	注意	公有財産台帳に記載しました。	措置済
4	2 施設監査 (学校)	教育総務課	<p>備品台帳(管理システム)の整備が適切でなかったもの 次の3件について、備品台帳(管理システム)に記載されていなかった。 春日井市財産管理規則に基づき、備品台帳(管理システム)に記載されたい。 (1) AED(自動体外式除細動器) (牛山小学校、小野小学校、八幡小学校、東野小学校) (2) 体育館に設置したスポットクーラー (牛山小学校、鳥居松小学校、西山小学校、東野小学校、坂下中学校、味美中学校) (3) グラウンドに設置した物置 (上条小学校)</p>	注意	(1) 全てのAED(自動体外式除細動器)について、備品台帳への登録をしました。 (2) 全てのスポットクーラーについて、備品台帳への登録をしました。 (3) 備品台帳への登録をしました。	措置済